

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/10/15

最終更新日 2021/10/15

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021/10/15
国立大学法人名		旭川医科大学
法人の長の氏名		学長職務代理 松野 丈夫
問い合わせ先		総務課総務係 (TEL 0166-68-2115、E-mail sho-shomu@asahikawa-med.ac.jp)
URL		http://www.asahikawa-med.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】 令和3年9月27日開催の令和3年第6回経営協議会において、令和3年度の適合状況等の公表へ向けた学内スケジュールを報告するとともに、適否を判断する理由や昨年度の適合状況との比較等を用いながら説明し、全原則への適合状況の確認作業を行った。その後、経営協議会委員には資料を持ち帰り再度内容を確認願ったうえで、文書による意見照会を行った。</p> <p>【経営協議会からの意見】 この度の学長解任の申出についても触れられており、当報告書の内容については問題ないと思われる。</p> <p>【意見への対応】 学長の解任申出の審査の過程で明らかになった問題点等については、引き続き対応を検討していくこととします。</p>
監事による確認		<p>【確認の方法】 監事が陪席する令和3年第6回経営協議会で説明を行い、その後、文書による意見照会を行った。 監事の意見を踏まえて報告書の最終公表案として取りまとめ、再度確認を経て、公表する。</p> <p>【監事からの意見】 ●基本原則Ⅰ. 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築 ・各会議の権限に見合った議題事項、報告事項、その他意見を求める事項の整理・明確化が必要と感じている。特に最も重要な会議である「役員会」については、学長の専権事項とされているものをすべて議決事項とするなどのルール作りが必要と感じている。</p> <p>〈意見への対応〉各会議の審議事項については、それぞれの規程で定めっていますが、これまで学長の専決事項とされてきたもののうち、重要な事項については、適切な意思決定プロセスを踏むよう検討していきます。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>監事による確認</p>		<p>●補充原則1-3⑥ 経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、総合的な人事方針、中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等の公表</p> <p>・1-3⑥は未実施となっている。説明文の中では、中期的な財務計画の公表について、ホームページの中期目標・中期計画で公表しているところがあるが、ここでの中期的な財務計画とは各国立大学法人が公表している中期目標・中期計画のなかの収支計画と資金計画とは異なるものと思われる。</p> <p>〈意見への対応〉「中期計画」及び「年度計画」において、中期目標期間及び各年度の「予算、収支計画及び資金計画」を策定、公表しているところですが、中期的な財務計画等を一層わかりやすくした報告書の作成及び公表等について検討していきます。</p>
		<p>●基本原則2. 法人の長の責務等</p> <p>・基本原則2は学長の責務に関するものであるが、残念ながら学長問題により未実施の項目が増加した。新学長の下での早急な取り組みを期待する。</p> <p>〈意見への対応〉「教職員、学生、その他のステークホルダーの意見を的確に把握した上で、公平かつ公正な視点に立ってリーダーシップを発揮し、本学のガバナンスを立て直す意欲を持った人」を学長候補者推薦基準の一つとして定め、現在、新学長を選考しているところです。</p>
		<p>●基本原則2-1-3. 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p> <p>・理事・副学長・学長補佐・学長特別補佐・学長アドバイザーについて、それぞれの目標と実績（成果）が3か月もしくは6か月サイクルで総括できる仕組みが必要と考える。</p> <p>〈意見への対応〉新学長の下で、理事等の目標設定と実績評価を行う仕組みを検討していく予定です。</p>
		<p>●基本原則3. 経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議及び監事の責務と体制整備</p> <p>・経営協議会については、「法人経営」に係る委員からの意見を聴取できるテーマの設定が重要であると考えている。ぜひ工夫していただきたい。</p> <p>監事に対する支援機能について、監事に対する事務的支援を切り離し、監事の支援に特化した「監事支援室」の設置を望みます。</p> <p>〈意見への対応〉経営協議会におけるテーマの設定及び監事に対する支援機能については、新学長の下で検討していきます。</p>
<p>●補充原則3-3-1①. 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p> <p>・未実施である3-1-1①については説明欄に記載の通り新学長の下で、早い時期に決定されたい。また、3-3-3①・3-3-3②・3-3-4については学長選考会議で検討する項目であり、学長選考会議メンバーへの問題呈示を早めに行うと良いと思われる。</p> <p>〈意見への対応〉経営協議会学外委員の選考方針や経営協議会の議題設定・審議方法については、令和3年度中に検討し公表する予定です。</p>		

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>監事による確認</p>		<p>●基本原則3-4-2. 監事は、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣が直接任命することとされているが、その任命に当たっては、各国立大学法人における監事候補者の選考を尊重している。このため、国立大学法人は、監事の役割や求められる人材像等を明確化した上で、適切なプロセスによって選考を行うべきである。</p> <p>・近年、国立大学法人においては、監事の機能強化が求められている。次回の監事候補者の選考までに、公募を検討すべきと考える。</p> <p>〈意見への対応〉新学長の下で検討していきます。</p>
		<p>●基本原則4. 社会との連携・協働及び情報の公表</p> <p>・本学の内部統制を学長自らが無効化する事案が発生した。再発を防止するため、新学長の下で、これまでの問題点・課題点、今後の改善点を全学的に共通認識とし、改革を進めて行ってほしい。</p> <p>〈意見への対応〉新学長の下で検討していきます。</p>
		<p>●補充原則4-2①. 国立大学法人は、内部を統制する仕組みとして、適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとするため、コンプライアンスの遵守に係る方針を定めるとともに、自己点検や内部監査等の制度の充実を図るべきである。また、コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実を通報する内部通報・外部通報の仕組みを適切に運営するとともに、通報者の保護等の工夫をすべきである。また、法人は通報窓口を外部に設けることも検討すべきである。</p> <p>・公益通報の窓口は現在総務課長となっているが、今回の学長問題に関して、それが機能していたとは言い難いと考える。常勤監事や学長選考会議のメンバー等を含め内部窓口は複数にすべきであろうし、学長が対象者である場合の対応を規程に盛り込むべきである。また、外部窓口の設置は必要と考える。</p> <p>〈意見への対応〉公益通報外部窓口の設置及び関連規程の改正については、令和3年10月13日開催の役員会において了承されたことから、令和4年1月1日での公益通報外部窓口設置に向けて準備を進めます。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由		<p>【補充原則 1-3⑥ 経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、総合的な人事方針、中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事及び副学長の職務分担についてはホームページで公表していますが、今後は、新学長の下で新たな体制を構築し、理事等の職務分担を規定化することを検討しています。 ・補充原則に定める「総合的な人事方針の公表」のうち「女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画」「次世代育成支援のための行動計画」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」は公表していますが、「人員管理に関する基本方針及び人員配置計画」については公表していないため、今後、見直しや公表について検討していくこととしています。 ・「中期計画」及び「年度計画」において、中期目標期間及び各年度の「予算、収支計画及び資金計画」を策定、公表しているところですが、中期的な財務計画等を一層わかりやすくした報告書の作成及び公表等について検討していくこととしています。
		<p>【補充原則 1-4②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に若手教員を副学長や学長補佐等に登用するなど、次代の経営人材を育成していますが、補充原則に定める「法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針」については策定しておらず、今後、検討していくこととしています。
		<p>【原則2-1-2 法人の長のリーダーシップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学外理事や各種委員会の学外委員からの意見を聞くとともに、外部からの多様な意見を取り入れながら法人経営を行うことがでいる体制を構築しています。 ・しかしながら、学長解任の申出という事案を受け、「教職員、学生、その他にステークホルダーの意見を的確に把握した上で、公平かつ公正な視点に立ってリーダーシップを発揮し、本学のガバナンスを立て直す意欲を持った人」という推薦基準を設定し、新学長として選考しているところです。
		<p>【補充原則2-1-2①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長が、法人の業務全般に関する決定権を行使できる体制を構築してきましたが、学長解任の申出という事案を受け、国立大学法人旭川医科大学学長選考規程を改正し、学長の任期を「再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を在任することはできない。」としました。また、学長選考会議において新たな学長候補者推薦基準を設定し、現在、新学長を選考しているところです。
	<p>【原則2-1-3 ビジョン実現のための執行体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内外から学長を補佐する人材を選任・配置していますが、原則に定める「各補佐人材の責任・権限等の明確化と公表」をしていないため、新学長の下、理事・副学長・学長補佐等の責任と権限等を明文化し、公表することを検討していく予定です。 	

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由		<p>【補充原則2-1-3①】</p> <p>・理事として適切な人材を選任していますが、補充原則に定める「理事の責任・権限等の明確化」や「理事の職務における具体的な達成目標、評価と処遇」に関し明文化していないため、今後、新学長の下、検討していく予定です。</p>
		<p>【補充原則2-1-3②】</p> <p>副学長、学長補佐、学長特別補佐、学長アドバイザーを置き、それぞれの分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて任命していますが、補充原則に定める「それぞれの職の役割や責任・権限等の明確化」や「具体的な達成目標、評価と処遇」に関し明文化していないため、今後、新学長の下、検討していく予定です。</p>
		<p>【補充原則2-1-3③】</p> <p>・危機管理の対象となる事象への対処及び防止等については、国立大学法人旭川医科大学危機管理規程を制定し、危機管理室において都度適切に対処しているほか、災害医療体制、災害医療活動、学外へのDMAT及び医療救護班の派遣体制等については、本学の災害対策マニュアルの定めによって適切に運用され、継続的に見直しています。その他、情報に関するリスク、事件・事故・不祥事に関するリスク等については、各規程等に基づき運用を行っています。</p> <p>・しかしながら、学長解任の申出という事案を受け、学長選考会議から、法人の長に関する不適切な行為を防ぐことができなかった事実が指摘されており、今後信頼されうる体制となるよう、指摘のあった問題点について改善を検討し、新学長の下で新しい体制による適正な業務執行を図ります。</p>
		<p>【原則2-3-2 多様な人材の登用・確保】</p> <p>・多様な人材の活用によって本法人の経営力を強化していく観点から、経営層に外部の人材を登用しその状況は公表していますが、原則に定める「学外に求める人材の要件の明確化」を行っていないため、今後、新学長の下、検討していく予定です。</p>
		<p>【補充原則3-1-1①】</p> <p>・業種や所属組織などのバランスを考慮して多様な視点から助言できる者を経営協議会の学外委員として選出していますが、補充原則に定める「経営協議会の学外委員の選考方針」については策定していないため、当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫と合わせて令和3年度内に公表する予定です。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由		<p>【補充原則3-3-3①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則」に基づき、学長の就任の日から2年目及び4年目に、所信表明に関する資料、国立大学法人評価委員会による評価結果、事業年度による業務の実績に関する報告書及び監事による監査関係書類等に基づき、学長選考会議が学長の業務執行状況の確認を行い、その結果をホームページで公表しています。 ・しかしながら、学長解任申出の審議の中で、過去に学長選考会議が実施した、学長の業務執行状況の確認の際に見逃されていたものがあったことが明らかになったことから、今後は、学長選考会議が適切な情報提供を受けられるような環境等を整備する等、学長の業務執行状況の確認をより厳格に行える工夫を検討することとしています。
		<p>【補充原則3-3-3②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則」に基づき、学長の就任の日から2年目及び4年目に、所信表明に関する資料、国立大学法人評価委員会による評価結果、事業年度による業務の実績に関する報告書及び監事による監査関係書類等に基づき、学長選考会議が学長の業務執行状況の確認を行い、その結果をホームページで公表しています。 ・しかしながら、学長解任申出の審議の中で、過去に学長選考会議が実施した、学長の業務執行状況の確認の際に見逃されていたものがあったことが明らかになったことから、今後は、学長選考会議が適切な情報提供を受けられるような環境等を整備する等、学長選考会議が学長の業務執行状況の確認をより厳格に行える工夫を行うとともに、当該評価を踏まえた助言や期待等を学長に提示する仕組みを検討することとしています。
		<p>【原則3-3-4 経営力を発揮できる体制の検討】</p> <p>学長選考会議において、原則に定める「大学総括理事の設置の要否」について検討していないため、今後、検討していく予定です。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>第3期中期目標において、地域医療を担う人材育成という大学設置の原点を踏まえ、更なる教育・研究・医療等の発展、意欲ある医療人の育成、社会貢献等を果たすため、以下の基本的な目標を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルな視点を持ち国際社会でも活躍できる医療人の養成 ・基礎研究を臨床応用・実用化につなげイノベーション創出を果たすための研究環境整備と研究成果の社会還元 ・他機関との産学官連携や医療機能連携の推進・強化 ・外国人の受入れや国外への情報発信の推進 ・高度急性期医療と先進医療の両立 ・多職種協働による質の高い医療提供体制の構築 <p>これらに基づいて中期計画を策定し、この中期計画を基に各事業年度の業務実施計画（年度計画）を策定し業務を行っています。各計画の策定に当たっては、教育プログラム評価委員会における外部委員からの意見聴取、卒業時の学生アンケートの実施、外部識者を含む有識者委員会委員からの意見聴取など、本学におけるステークホルダーや経営協議会を代表とする外部委員の意見など、社会からの要請を踏まえ策定し、大学ホームページにおいて、中期目標・中期計画及び年度計画を公表しています。</p> <p><u>中期目標・中期計画、年度計画、評価結果</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_hyoka</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>中期目標・中期計画及び年度計画の進捗状況については、点検評価室においてモニタリングを行うとともに、その結果については、業務の実績に関する報告書及び評価結果の公表を通じて学内外に公表しています。</p> <p><u>中期目標・中期計画、年度計画、評価結果</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_hyoka</p>
補充原則1-3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<ul style="list-style-type: none"> ・各組織の審議事項等を規定した規則、本学のガバナンス体制、学長をはじめとする法人経営を担う役員等の氏名・担当分野等を本学ホームページ上で公表しています。 ・今後は、新学長の下で新たな体制を構築し、理事等の職務分担を規定化することを検討しています。 <p><u>旭川医科大学規程集（組織及び運営）</u> URL: http://www.asahikawamed.ac.jp/bureau/kitei/reiki_taikei/r_taikei_01.html</p> <p><u>旭川医科大学歴代学長・役職員等</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline#03</p>
補充原則1-3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>補充原則に定める「総合的な人事方針の公表」のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画」「次世代育成支援のための行動計画」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」は公表していますが、「人員管理に関する基本方針及び人員配置計画」については公表していないため、今後、見直しや公表について検討していくこととしています。</p> <p><u>旭川医科大学行動計画等</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_sosiki</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		<p>中期計画において、外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標、経費の抑制に関する目標、資産の運用管理の改善に関する目標を掲げ、中期計画期間中の収支計画・資金計画を定めています。今後は、中期的な財務計画等を一層わかりやすくした報告書の作成及び公表等について検討していくこととしています。</p> <p><u>中期目標・中期計画及び年度計画</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_hyoka</p>
補充原則 1-3⑥(4) 及び 補充原則 4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)		<p>教育研究の費用及び成果等について、財務諸表は、本学の運営状況及び財政状態を適切に反映したものでありますが、大学経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について分かりやすく公表するため、財務報告書を作成して公表しています。</p> <p>研究活動の成果については、研究者総覧において公表しているほか、特に産学連携による研究活動のコストの見える化のため、国立大学附属病院長会議が策定した「企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン」に従い、旭川医科大学病院における企業等からの資金提供状況を毎年ホームページで公表しています。</p> <p>旭川医科大学基金については、毎年度活動報告書を作成し、ステークホルダーへの情報提供をしています。</p> <p><u>財務報告書</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/public/zaimu/zaimuhokoku2020.pdf</p> <p><u>研究者総覧</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+ken_soran</p> <p><u>企業等からの資金提供状況</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index_h.php?f=hospital+guide+funding_h</p> <p><u>旭川医科大学基金</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+funds</p>
補充原則 1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針		<p>積極的に若手教員を副学長や学長補佐等に登用しているほか、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための研修会等に参加させているが、「法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針」については策定されておらず、今後策定について検討していくこととしています。</p>
原則 2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>大学機能強化を図り、ガバナンス体制の点検・見直しの一環として、理事・副学長・学長補佐・学長アドバイザーを置き、それぞれの分野に求められる知識、経験、能力等に基づき適材適所に配置しています。役職員の体制はホームページ、概要(冊子)で公表しています。</p> <p>「各補佐人材の責任・権限等の明確化」については、新学長の下、理事・副学長・学長補佐等の責任と権限等を明文化し、公表することを検討していく予定です。</p> <p>URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+index#03</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則2-2-1 役員会の議事録		<p>「国立大学法人旭川医科大学役員会規程」第2条において、役員会は次に掲げる事項を審議すると定めています。</p> <p>(1) 中期目標についての意見（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項</p> <p>(2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 学科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) その他役員会が定める重要事項</p> <p>役員会は、8月を除く毎月開催するとともに、迅速な意思決定が必要な場合は臨時開催しています。議事要旨については、ホームページで公表しています。</p> <p><u>会議報告</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_sosiki_yakuin</p>
原則2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		<p>多様な人材の活用によって本法人の経営力を強化していく観点から、財務担当と未来技術担当の学外理事2名を置いている他、学長特別補佐4名、学長アドバイザー4名を置き、それぞれの分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて任命しています。</p> <p>「学外に求める人材の要件の明確化」を行っていないため、今後、新学長の下で検討を行い、公表する予定です。</p> <p><u>旭川医科大学歴代学長・役職員等</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline#03</p>
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		<p>業種や所属組織などのバランスを考慮して多様な視点から助言できる者を学外委員として選出しています。その幅広い経験と実績から適切な助言を得られるよう、適切な議題の設定を行い、審議を活性化させるための運営方法を工夫しています。</p> <p>「経営協議会の学外委員の選考方針」については、策定していないため、今後、当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫についての公表と合わせて検討していく、令和3年度内に公表する予定です。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学経営協議会規程</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000002.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		<p>学長候補者の選考は、国立大学法人旭川医科大学学長選考会議が定める以下の基準により行っており、推薦資格者が推薦する学長候補者にふさわしいと思料される者のうち、10名以上から推薦を得た者について、経歴、業績等を調査し、候補者が複数の場合には、投票により意向聴取を実施して選考することとしています。</p> <p><u>「国立大学法人旭川医科大学学長候補者選考基準」（令和3年8月2日国立大学法人旭川医科大学学長選考会議決定）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人格が高潔で学識に優れた人 ・教職員、学生、その他のステークホルダーの意見を的確に把握した上で、公平かつ公正な視点に立ってリーダーシップを発揮し、本学のガバナンスを立て直す意欲を持った人 ・本学の教育理念及び目標を踏まえた上で、教職員の創意を引き出し、教育・研究活動を適切かつ効果的に運営することができる人 ・医科大学として提供する医療の充実化及び高度化を目指すとともに、優秀で誠実な医療人を育成し、本学の地域貢献及び国際貢献を推進することができる人 ・大学運営の責任者として、経営の透明性を高め、本学に期待される社会的役割を着実に果たすことができる人 <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長選考規程</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000421.html</p>
補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		<p>学長解任の申出という事案を受け、学長選考会議において慎重に議論を行った結果、「学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。」とし、令和3年8月1日に国立大学法人旭川医科大学学長選考規程を改正しました。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長選考規程</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000421.html</p>
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>国立大学法人旭川医科大学学長解任規程により、解任の請求は、以下の場合に行うことができると定められております。学長の解任の審査は、国立大学法人旭川医科大学学長選考会議が行うと定められており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人旭川医科大学経営協議会又は国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会の構成員の3分の2以上の請求があったとき ・国立大学法人旭川医科大学学長選考規程第9条第2項に規定する意向聴取対象者（学長及び理事、専任の教員、事務局長、事務局次長、課長及び課長補佐、学長政策推進室の室長及び室長補佐、監査室の室長及び室長補佐、病院に置かれる部署の技師長、技士長、副技師長及び副技士長、副薬剤部長、看護部長及び副看護部長、栄養士長、技術専門員）の過半数の請求があったとき <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長解任規程</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000422.html</p>
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則により、業務執行状況の確認は、学長の就任の日から2年目、4年目及び学長選考会議が必要と認める場合は随時行い、学長選考会議が業務執行状況の確認を実施したときは、その結果を公表しています。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000710.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		本法人は、大学総括理事を置いていません。
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>・「旭川医科大学業務方法書」第2条において、内部統制に関する基本事項として「本学は、役員の職務の執行が法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。」と定め実施しているとともに、当該内部統制システムが有効に機能していること等を監事及び監査室において、毎年、業務監査や内部監査の実施を通じて確認し、適宜見直しを図っています。</p> <p>・監事の機能を強化するため、監事は役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会への陪席に加え、令和3年度からは大学運営会議と学長選考会議にも陪席して、意見を述べるができることとしています。</p> <p>・経営状況の公表については、財務諸表をわかりやすく説明した「財務報告書」を作成して公表しています。</p> <p>・コンプライアンスについては、「旭川医科大学コンプライアンス規則」を定め、コンプライアンスの保持及び推進のための体制を構築しているとともに、内部統制システムを整備し、自己点検や内部監査等の制度の充実を図っています。なお、公益通報については学内に窓口を設置していますが、外部通報窓口についても令和4年1月に設置予定です。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学業務方法書</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000669.html</p> <p><u>財務報告書</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/public/zaimu/zaimuhokoku2020.pdf</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則</u> http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000702.html</p>
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>本学ホームページ「広報・情報公開」において、独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報として、「組織に関する情報」「中期目標・中期計画、年度計画」「財務情報」「調達・契約について」、学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報として「教育に関する情報」、経営状況の公表については、財務諸表をわかりやすく説明した「財務報告書」を、ひとつのページからアクセスできるようにまとめて公開しています。</p> <p>社会貢献活動については、高度専門職業人の育成や地域の生涯学習ニーズに応えるため、公開講座・派遣講座について、開催状況、申込案内及びQ&A等を公表しています。</p> <p><u>広報・情報公開</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+koukai</p> <p><u>公開講座・派遣講座</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=cooperation+public_dispatch</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		<p>本学ホームページにおける公表にあたって、適切な対象についての取り組みとしては、訪問者メニューとして「受験生」「地域・一般」「企業・研究者」「在学生・卒業生」を区分しています。また、学生、保護者に対しては、学内における学生を対象とした行事や活動について広報誌「かぐらおか」を年4回程度発行し、ホームページ掲載や、保護者へ発送するなどしています。</p> <p>また、ホームページの管理については、「旭川医科大学ホームページの管理及び運用に関する要項」に基づき、広報企画委員会が管理・運用しています。</p> <p><u>広報誌・刊行物</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+index#03</p> <p><u>旭川医科大学ホームページの管理及び運用に関する要項</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000704.html</p>
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報		<p>学生が身につけることができる能力としては、3つのポリシーに基づいて「医学科2015カリキュラムにおけるコンピテンシー」を作成し、ホームページへの掲載やシラバスに掲載するなどして公開しています。また、看護学科については、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を指針として作成しており、その旨は「学生生活のしおり」で学生に周知しています。</p> <p>2年に1度、学部学生に対し「学生の学習・生活実態調査」を実施し、その結果についてホームページを通して社会に公表しています。</p> <p>学生の進路状況については、「かぐらおか」に概要を掲載し、学生の保護者等に報せるとともに、「かぐらおか」をホームページに掲載しています。</p> <p><u>医学科2015カリキュラムにおけるコンピテンシー</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/public/gakusei/2015i_competency.pdf</p> <p><u>学生の学習・生活実態調査</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=campus+finishing</p> <p><u>広報誌・刊行物</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+index#03</p>
法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+koukai</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_kyoiku</p> <p>■教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報 http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_kyoiku</p> <p>■公文書等の管理に関する法律第13条第2項に規定する情報 http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+joho_kojin</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+byoincho</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_sonota</p>